

子 高 6 1 4 号
令和 2 年 8 月 15 日

高齢者施設施設長
介護保険サービス事業所管理者 } 殿

沖縄県子ども生活福祉部
高齢者福祉介護課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症患者の受入病床確保のための
入院患者の一時帰宅等に関する協力について

日頃より、本県の高齢者福祉の推進にご協力を頂き感謝申し上げます。

みだしのことについて、県内の新型コロナウイルス感染が7月下旬から高い水準で推移しており、医療機関において逼迫状態が続いております。新型コロナウイルス感染患者（以下、コロナ患者）については、感染症まん延防止の観点から入院治療を行うことが原則であることから、受入病床の確保が喫緊の課題となっております。

このような状況を踏まえ、本県においては、コロナ患者受入医療機関（重点医療機関等）からコロナ患者を受け入れない医療機関（一般医療機関）へ、非コロナ入院患者を転院させることにより、重点医療機関等におけるコロナ専用病床の確保を促進するよう県内の全医療機関に通知がなされております。

これにより、一般医療機関が転院患者を受け入れるため、当該一般医療機関に入院する一時帰宅又は一時施設入所が可能な入院患者（非コロナ入院患者）については、沖縄県緊急事態宣言期間中又は医療機関での受入体制が整備されるまでの一定の期間、一時退院の協力を求められるケースが生じることが想定されます。

つきましては、各高齢者施設及び介護保険サービス事業所におかれましては、一般医療機関や居宅介護支援事業所から一時退院の協力依頼があった場合は、当該医療機関等と密に連絡・調整を行い、退院患者の状態やサービス提供体制に配慮の上、積極的に一時退院による高齢者施設での受入や自宅でのサービス支援にご協力下さいますようお願い申し上げます。

なお、退院対象となる患者が新型コロナウイルスに感染していないことについては、当該一般医療機関において万全を期すこととしていることを申し添えます。

| |
|---|
| 子ども生活福祉部 高齢者福祉介護課介護企画班 TEL : 098-866-2214 担当 : 富山 (2807) |
|---|